件名:【新型コロナウイルス】スペインに対する各国の措置等について(7月27日)

●○●○●新規事項●○●○●

新型コロナウイルスに関する各国のスペインに対する措置及びスペイン各州・自治都市の規制措置の概要(当館把握分)を,以下のとおりお知らせします。

1 【重要】スペインに対する各国の措置

スペインにおける新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、7月26日から英国がスペインからの渡航者に対し14日間の隔離措置を義務づけるなど、各国がスペインに対する新たな措置を決定しておりますので、当館の把握する主要な措置につき以下のとおりお知らせいたします。なお、これらの措置については今後随時変更される可能性がありますので、最新情報は、各国大使館に問い合せるなどして入手していただきますよう、よろしくお願いいたします。

(1) 英国

7月26日から、スペインからの渡航者に対し14日間の隔離措置を適用。

(2) ノルウェー

7月25日から、スペインからの渡航者に対し10日間の隔離措置を適用。

(3) アイルランド

スペインからの渡航者に対し14日間の隔離措置を現在適用中。

(4) オランダ

カタルーニャ州リェイダ県セグリア地域からの渡航者に対し14日間の自主的な隔離を要請中。

2 【重要】スペイン各州・自治都市における規制措置

スペイン各地における感染状況を受け、各州・自治都市が独自の規制措置を適用しております。当館の把握する主要な規制措置は以下のとおりです。なお、上記1同様、これらの措置は 今後随時変更される可能性がありますので、最新情報は、各州・自治都市の公式発表等を通じ て入手していただきますよう、よろしくお願いいたします。

(1) 移動制限(注:特段の明記がない場合は、各州の官報掲載の内容です。)

ア 外出制限

カタルーニャ州リェイダ県セグリア地域で市

イ 外出自粛要請

カタルーニャ州リェイダ県セグリア地域28市及びノゲーラ地域(10市除く),カタルーニャ州ジローナ県2市及びバルセロナ県近郊1市,カタルーニャ州バルセロナ県13市,バレンシア州ラ・ポブラ・デ・ビニファサ市(州の呼びかけ)

- ウ 当該地域への出入り禁止 カタルーニャ州リェイダ県セグリア地域、ムルシア州トタナ市
- エ 当該地域への出入り自粛呼びかけ アラゴン州サラゴサ県
- (2) 段階的規制措置の再適用

ア 第2段階(フェーズ1)相当 ムルシア州トタナ市(報道)

イ 第3段階(フェーズ2)相当 アラゴン州ウエスカ県2市3地域及びサラゴサ県2地域

(3) 会合禁止

ア 10人超の会合禁止

カタルーニャ州リェイダ県セグリア地域35市及びノゲーラ地域(10市除く),カタルーニャ州ジローナ県及びバルセロナ県近郊1市,カタルーニャ州バルセロナ県13市,ムルシア州トタナ市

- イ 15人超の会合禁止 カンタブリア州, ムルシア州
- ウ 葬儀及び通夜等への参列者の人数制限 アンダルシア州

(4)マスク着用義務の強化

アンダルシア州, アラゴン州, アストゥリアス州, エクストレマドゥーラ州, カスティーリャ・イ・レオン州, カスティーリャ・ラ・マンチャ州, カタルーニャ州, ガリシア州, カンタブリア州, セウタ自治都市, ナバラ州, バスク州, バレンシア州, バレアレス州, ムルシア州, メリージャ自治都市, ラ・リオハ州

(注:6月10日に官報に掲載された中央政府による政令法において,1.5mの距離を保

つことができない際にはマスクを着用することが全州において定められていますが、上記州及 び自治都市は、距離に関係なくマスク着用を義務づけておりますので、ご注意ください。)

3 スペイン国内におけるコロナウイルス感染症拡大状況について スペインにおける新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の発生状況等については、以下のスペイン保健省 HP をご参照ください。

https://www.mscbs.gob.es/profesionales/saludPublica/ccayes/alertasActual/nCov-China/situacionActual.htm

●○●○●注意事項一般●○●○●

- 1 コロナウイルス感染症の疑いがある場合の対応
- (1) スペイン保健省の指針では、発熱や咳、呼吸困難といった呼吸器系の症状が発生した場合は、自宅又は滞在先に待機し、他者との距離を約2メートル以上保ち、濃厚接触を避けるとともに、電話(基本的には112)により医療機関に連絡し、旅行歴及び症状を伝えて診断を受けることが求められております。
- (2) 各州政府によってはコロナウイルス専用のホットラインを設けている州もありますところ以下の連絡先一覧をご確認頂き、医療機関へご連絡頂けますと幸いです。

(在スペイン大使館 HP:各州相談連絡先一覧 URL)

https://www.es.emb-japan.go.jp/files/100022350.pdf

(3) 日本の厚生労働省より「ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合,家庭内でご注意いただきたいこと~8つのポイント~」として以下のとおり注意ポイントを紹介しておりますところ,当館からもご紹介いたします。

【8つのポイント】

- 部屋を分けましょう
- ・ 感染者のお世話はできるだけ限られた方で。
- マスクをつけましょう。
- こまめに手を洗いましょう。
- 換気をしましょう。
- 手で触れる共有部分を消毒しましょう。
- 汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう。
- ゴミは密閉して捨てましょう。

(日本の厚生労働省参考 URL)

https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf

2 ご帰国に際しての参考情報

- (1)本邦入国の際に、スペインを含む指定の国・地域(下記の厚労省 HP ご参照)に過去14日以内に滞在歴のある全ての方について、その滞在歴の申告義務があり、空港の検疫所において、質問票の記入、体温の測定、症状の確認が求められ、全員に PCR 検査が実施されます。また、自宅等(※)、空港内のスペース又は検疫所長が指定した施設等で結果が判明するまで待機頂くことになります。現在流行地域の拡大に伴い、検査対象となる方が一時的に急増しており、空港等において、到着から入国まで数時間、結果判明まで1~2 日程度待機いただく状況が続いています。ご帰国を検討される場合には、上記のような空港の混雑状況や待機時間について十分ご留意いただくようお願いいたします。(※なお、自宅等で検査結果を待つ場合、症状がないこと、公共交通機関(鉄道、バス、タクシー、航空機(国内線)等)を使用せずに移動できることが条件となります。)
- (2)検査結果が陽性の場合,医療機関に隔離(入院)されます。結果が陰性の場合も,入国から14日間は,ご自宅やご自身で確保された宿泊施設等で不要不急の外出を避け,待機することが要請されるとともに,保健所等による健康確認の対象となります。また同様に,自宅等への移動は公共交通機関(鉄道,バス,タクシー,航空機(国内線)等)を使用せずに移動できることが条件となります。

(日本到着の際の検疫等について) (厚生労働省(日本) HP) https://www.mhlw.go.jp/content/1090000/000633999.pdf

●大使館連絡先等

1 外務省海外安全ホームページ: https://www.anzen.mofa.go.jp/

2 在スペイン日本国大使館

電話: +(34)-91-590-7600 (代表)

ホームページ: https://www.es.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

3 在ラスパルマス領事事務所

電話:+(34)-928-244-012

 $\pi - \Delta \sim 3$: https://www.es.emb-japan.go.jp/itpr ja/00 000042.html

4 在バルセロナ日本国総領事館

電話:+(34)-93-280-3433

 $\pi - \Delta \text{$^{\circ}$-$} \\ \vdots \\ \underline{\text{http://www.barcelona.es.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html}}$

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。